

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課) 6
- 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正 (人事課) 7
- 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (人事課) 10
- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正 (保険医療課) 13
- 亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部を改正する等の条例 (保育課) 16
- 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (保育課) 18
- 亀岡市手数料徴収条例の一部改正 (市民課) 18
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (議会事務局) 19

—— 規 則 ——

- 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正 (人事課) 20
- 亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則の一部改正 (市民課) 21
- 亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (市民課) 22

—— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 23
- 公示送達 (保険医療課) 24
- 公示送達 (税務課) 26
- 生産緑地地区の変更 (都市計画課) 26
- 特定生産緑地地区の指定解除 (都市計画課) 27
- 亀岡市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱 (自治防災課) 28
- 公示送達 (税務課) 30
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 31
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 32
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 32
- 公示送達 (高齢福祉課) 33
- 指定納付受託者の所在地の変更 (情報政策課) 34
- 公示送達 (高齢福祉課) 34

—— 訓 令 ——

- 亀岡市公用車使用規程の一部改正 (財産管理課) 35

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 36
- 既存集落まちづくり区域の指定案の縦覧 (都市計画課) 39

○一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募 （契約検査課）	41	○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	66
○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 （保育課）	46	○亀岡市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	66
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 （農林振興課）	47	市立病院欄	
○農用地利用集積計画の縦覧 （農林振興課）	47	——— 規 程 ———	
○一般競争入札（条件付き）の執行 （契約検査課）	48	○亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正	70
○一般競争入札（条件付き）の執行 （契約検査課）	51	○亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正	80
——— 任免及び辞令 ———			
議会事務局欄			
——— 規 程 ———			
○亀岡市議会モニター設置規程	55		
監査委員欄			
——— 公 表 ———			
○令和3年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況	58		
○令和4年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況	58		
選挙管理委員会欄			
——— 告 示 ———			
○亀岡市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	61		
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	66		
○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	66		

公布された条例のあらまし

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.10月分引き上げることとした。

ア 令和5年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
12月	1.650月分	1.750月分

イ 令和6年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
6月	1.650月分	1.700月分
12月	1.750月分	1.700月分
合計	3.40月分	3.40月分

2 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用することとした。ただし、1のイの改正については、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合等について、次のとおり改正することとした。

(1) 本給の改正

世代間の給与配分の観点から、初任給及び若年層に重点を置きながら給料表の給料月額を増額改定することとした（改定率 平均1.25%）。

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正

ア 令和5年12月支給の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分（再任用職員は0.025月分）引き上げて、次のとおりとすることとした。

	現 行	改正案	増 減
期 末 手 当			
(一般職員)	100分の120	100分の125	100分の5
(幹部職員)	100分の100	100分の105	100分の5
(再任用一般職員)	100分の67.5	100分の70	100分の2.5
(再任用幹部職員)	100分の57.5	100分の60	100分の2.5
勤 勉 手 当			
(一般職員)	100分の100	100分の105	100分の5
(幹部職員)	100分の120	100分の125	100分の5
(再任用一般職員)	100分の47.5	100分の50	100分の2.5
(再任用幹部職員)	100分の57.5	100分の60	100分の2.5
合 計			
(一般職員)	100分の220	100分の230	100分の10
(幹部職員)	100分の220	100分の230	100分の10
(再任用一般職員)	100分の115	100分の120	100分の5
(再任用幹部職員)	100分の115	100分の120	100分の5

イ 令和6年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

	6 月 期	1 2 月 期	計
期 末 手 当			
(一般職員)	100分の122.5	100分の122.5	100分の245
(幹部職員)	100分の102.5	100分の102.5	100分の205
(再任用一般職員)	100分の68.75	100分の68.75	100分の137.5
(再任用幹部職員)	100分の58.75	100分の58.75	100分の117.5
勤 勉 手 当			
(一般職員)	100分の102.5	100分の102.5	100分の205
(幹部職員)	100分の122.5	100分の122.5	100分の245
(再任用一般職員)	100分の48.75	100分の48.75	100分の97.5
(再任用幹部職員)	100分の58.75	100分の58.75	100分の117.5
合 計			
(一般職員)	100分の225	100分の225	100分の450
(幹部職員)	100分の225	100分の225	100分の450
(再任用一般職員)	100分の117.5	100分の117.5	100分の235
(再任用幹部職員)	100分の117.5	100分の117.5	100分の235

2 東京都特別区に在勤する職員について地域手当の支給割合の特例を設けることとした。

3 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用することとした。ただし、1の(1)の改正については、令和5年4月1日から適用、1の(2)のイ及び2の改正については、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 本市一般職員の給料表改定に準じ、本市会計年度任用職員の給料表の給料月額を増額改定することとした。
- 2 本市一般職員の期末手当の支給割合の改正に準じ、本市会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に基づく国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。
 - (1) 世帯に出産被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する出産被保険者に係る国民健康保険料の所得割額及び均等割額を減額することとした。

(2) (1)に基づき減額する額は、出産被保険者に係る出産予定月の前月（多胎妊娠の場合には3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に相当する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額とすることとした。

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。

亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部を改正する等の条例要綱

- 1 多様化する保育ニーズに対応し、子どもの健やかな育ちを支援するため亀岡市立保育所及び幼稚園の設置に代えて、新たな亀岡市立認定こども園を設置することに伴い、関係条例を次のとおり改正することとした。
 - (1) 亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部改正
 - ア 別院保育所を山の自然こども園別院に移行することとした。
 - イ 保津保育所を保津こども園に移行することとした。
 - ウ 亀岡市立幼稚園を亀岡こども園に移行することとした。
 - エ 認定こども園の運営に必要な事項を定めることとした。
 - (2) 亀岡市立幼稚園条例の廃止
 - 亀岡市立幼稚園を閉園することとした。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)イからエまで

及び(2)の改正規定は、令和7年4月1日から施行することとした。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に基づく就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例要綱

- 1 戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行による市民の利便性の向上と事務の効率化を進めるにあたり、戸籍証明書等の広域交付制度の開始や情報連携による証明書添付の省略を可能とすること等を踏まえた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、新たな交付手数料等を定めることとした。
- 2 この条例は、令和6年3月1日から施行することとした。

条 例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第20号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「12月に支給する場合には100分の165」を「12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の165」を「100分の170」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
（給与の内払）
- 2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づい

て、令和5年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第21号

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の

47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	行政職給料表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600

30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,600
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,900

98		297,100	345,100	384,100	395,300		
99		297,500	345,500	384,500	395,600		
100		297,900	345,800	384,900	395,800		
101		298,100	346,100	385,200	396,000		
102		298,400	346,500	385,700			
103		298,800	346,900	386,100			
104		299,100	347,300	386,500			
105		299,300	347,800	386,800			
106		299,600	348,200	387,300			
107		300,000	348,600	387,700			
108		300,300	349,000	388,100			
109		300,500	349,500	388,400			
110		300,900	349,900	388,900			
111		301,300	350,200	389,300			
112		301,600	350,500	389,700			
113		301,800	351,000	390,000			
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額 円 188,700	基準 給料月額 円 256,200	基準 給料月額 円 275,600	基準 給料月額 円 290,700	基準 給料月額 円 315,100	基準 給料月額 円 356,800

64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	447,200
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	447,500
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300	
94		295,900	343,600	382,500	394,300		
95		296,200	344,100	382,900	394,600		
96		296,600	344,500	383,300	394,800		
97		296,800	344,700	383,600	395,000		

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「100分の6.0」を「100分の6.0（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項第1号の規定が適用される地域に在勤する職員にあっては、同号に定める割合）」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の57.5」を「100分の58.75」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3号並びに第21条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から

適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（国の例引用）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第22号

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	円 162,100	円 208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700

30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900

64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800

98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考 勤務条件を考慮し、市長が規則で定める職にある者の給料月額、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第23号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条の4」を「第25条の5」に改める。

第12条の2中「基礎賦課額（国民健康保険法施行令）」の次に「（昭和33年政令第362号）」を加える。

第12条の3中「及び第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第14条第1項中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第16条の6の2中「及び第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第16条の7中「第20条」の次に「及び第

20条の4」を加え、同条第2号イ中「法第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第19条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に改め、「（以下「特例対象被保険者等」という。）となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「又は第16条の8の額」を「若しくは第16条の8の額」に、「第20条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは」を「第20条第1項各号（同条第3項又は」に、「同条第1項各号」を「場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第16条若しくは第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「前日とする。）又は」を「前日とする。）若しくは」に、「介護納付金賦課被保険者となった日」を「介護納付金賦課被保険者となった」に、「なくなった日又は」を「なくなった日若しくは」に改め、「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「第16条の6の6の額又は」を「第16条の6の6の額若しくは」に、「次条第1項各号」を「第20条第1項各号に定める額、第20条の3第1項に定める第16条若しくは第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得

た額、第20条の3第4項第1号に定める額、第20条の4第1項各号」に、「同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「同条第5項各号」に、「納付義務が」を「納付義務が」に、「限りその前日」を「限り、その前日」に改める。

第20条第1項第1号中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第20条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第25条の5第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 2 第16条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合に

は、65万円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第16条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第16条」とあるのは「第16条の

10」と読み替えるものとする。

第25条の4の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第25条の5 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第20条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和5年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第24号

亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部を改正する等の条例

(亀岡市立認定こども園条例の一部改正)

第1条 亀岡市立認定こども園条例(令和元年亀岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「幼稚園と保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園の機能を果たすもの」を「法第2条第7項に規定されるもの」に改める。

第3条の表に次のように加える。

3 山の自然こども園 別院	亀岡市東別院町南掛正之垣内 10番地	保育所型	40
------------------	-----------------------	------	----

第2条 亀岡市立認定こども園条例の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

名称	位置	類型	定員(人)
1 亀岡こども園	亀岡市大井町並河検見ヶ上 7番地	幼保連携型	102
2 本梅こども園	亀岡市本梅町井手早田垣内 13番地の2	保育所型	50
3 森の自然こども園 東本梅	亀岡市東本梅町東大谷生子 田69番地	保育所型	40
4 山の自然こども園 別院	亀岡市東別院町南掛正之垣 内10番地	保育所型	40

5 保津こども園	亀岡市保津町六條口54番地の22	保育所型	90
----------	------------------	------	----

第4条に次の1項を加える。

2 認定こども園は、前項に掲げる事業を行うほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 一時保育事業
- (2) 預かり保育事業

第6条の見出しを「(保育料等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第4条第2項に掲げる事業を利用する子どもの保護者は、当該事業に要した費用の一部として別に規則で定める額を納付しなければならない。

第7条を次のように改める。

(施設整備)

第7条 市長は、認定こども園における給食の実施に当たり、京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例(平成18年京都府条例第46号)第8条第4項若しくは第5項又は第21条第3項若しくは第4項の規定により、調理室を備えないこととした認定こども園に食事を提供する必要がある場合は、当該認定こども園以外の認定こども園内に共同の調理室を設けることができる。

(亀岡市立保育所条例の一部改正)

第3条 亀岡市立保育所条例(昭和30年亀岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

5 別院保育所	亀岡市東別院町南掛正之垣内10番地	60
6 保津保育所	亀岡市保津町五番60番地の2	70

」

を

「

5 保津保育所	亀岡市保津町五番60番地の2	70
---------	----------------	----

」

に改める。

第4条 亀岡市立保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「亀岡市保津町五番60番地の2」を「亀岡市保津町六條口54番地の22」に改める。

第5条 亀岡市立保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表5の項を削る。

(亀岡市立幼稚園条例の廃止)

第6条 亀岡市立幼稚園条例(昭和40年亀岡市条例第24号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条、第5条及び第6条の改正規定

令和7年4月1日

(2) 第4条の改正規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第25号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第37条第3項中「第7条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第26号

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第3号中「同法第120条第1項」の次に「、第120

条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項第5号中「又は同法」を「の交付、同法」に改め、「記載した事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付に係る」を加え、同項第6号中「の閲覧手数料 書類1件につき 350円」を「を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務に係る手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円」に改め、同項に次の2号を加える。

(45) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき
400円

(46) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行

手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

「揭示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第27号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月に支給する場合には100分の165」を「12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の170」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（期末手当の内払）

2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和5年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「揭示済」

規 則

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第30号

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の240」を「100分の245」に改め、同条第2項第1号中「100分の40」を「100分の42」に、「100分の48」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の63」に、「100分の72」を「100分の75」に改め、同項第3号中「100分の70」を「100分の73.5」に、「100分の84」を「100分の87.5」に改め、同項第4号中「100分の80」を「100分の84」に、「100分の96」を「100分の100」に改め、同項第5号中「100分の90」を「100分の94.5」に、「100分の108」を「100分の112.5」に改める。

第8条の2第1項中「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改め、

同条第2項第1号中「100分の19」を「100分の20」に、「100分の23」を「100分の24」に改め、同項第2号中「100分の28.5」を「100分の30」に、「100分の34.5」を「100分の36」に改め、同項第3号中「100分の33.25」を「100分の35」に、「100分の40.25」を「100分の42」に改め、同項第4号中「100分の38」を「100分の40」に、「100分の46」を「100分の48」に改め、同項第5号中「100分の42.75」を「100分の45」に、「100分の51.75」を「100分の54」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の42」を「100分の41」に、「100分の50」を「100分の49」に改め、同項第2号中「100分の63」を「100分の61.5」に、「100分の75」を「100分の73.5」に改め、同項第3号中「100分の73.5」を「100分の71.75」に、「100分の87.5」を「100分の85.75」に改め、同項第4号中「100分の84」を「100分の82」に、「100分の100」を「100分の98」に改め、同項第5号中「100分の94.5」を「100分の92.25」に、「100分の112.5」を「100分の110.25」に改める。

第8条の2第2項第1号中「100分の20」を「100分の19.5」に、「100分の24」を「100分の23.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の29.25」に、「100分の36」を「100分の

35.25」に改め、同項第3号中「100分の35」を「100分の34.125」に、「100分の42」を「100分の41.125」に改め、同項第4号中「100分の40」を「100分の39」に、「100分の48」を「100分の47」に改め、同項第5号中「100分の45」を「100分の43.875」に、「100分の54」を「100分の52.875」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第31号

亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則（平成28年亀岡市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「コンビニエンスストア」を「コンビニエンスストア等」に改める。

第2条第3号中「利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書
公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。

第2条第2号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「(平成14年法律第153号)第22条」を「(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 移動端末設備 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。

第3条中「個人番号カード」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書若しくは移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改め、「入力すること」の次に「又はその代替となる認証機能を用いること」を加える。

第5条第1号中「個人番号カード」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備」に改め、同条第2号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書

又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

第7条中「利用者が」の次に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備を用いて」を加え、「次の各号に掲げる」を削り、「設置された」の次に「コンビニ交付サービスを実施する」を加え、同条各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第32号

亀岡市印鑑条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例(令和5年亀岡市条例第15号)附則に規定する規則で定める日は、令和5年12月20日とする。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第182号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度

後期高齢者医療保険料督促状4期分

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第183号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和5年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和5年度第5期	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第184号

亀岡市長 桂川孝裕

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年12月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度 市民税・府民税
税額変更通知書

2 送達を受けるべき者

住所 省略
氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月15日

1 都市計画の種類

南丹都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市千代川町小林北ノ田の一部

亀岡市千代川町小林美都路の一部

亀岡市千代川町小林植田の一部

亀岡市千代川町小林下戸の一部

亀岡市大井町並河新戸の一部

亀岡市余部町新堂の一部

亀岡市余部町天神又の一部

亀岡市荒塚町2丁目の一部

亀岡市篠町浄法寺中村の一部

亀岡市篠町浄法寺土取の一部

亀岡市篠町浄法寺茱萸谷の一部

亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷の一部

亀岡市篠町柏原石垣の一部

亀岡市篠町広田1丁目の一部

亀岡市篠町広田2丁目の一部

亀岡市篠町馬堀東垣内の一部

亀岡市篠町篠下北裏の一部

亀岡市篠町篠観音芝の一部

亀岡市篠町篠中西裏の一部

亀岡市篠町野条上又の一部

亀岡市篠町篠下西山の一部

亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目の一部

亀岡市篠町篠鍋倉の一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第186号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

指定を解除した区域及び面積

区域	面積（㎡）
千代川町小林下戸27	1,508

「揭示済」

亀岡市告示第187号

亀岡市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車利用時の交通事故による被害の軽減を図るため、自転車を利用する市民に対し、予算の範囲内において亀岡市自転車用ヘルメット購入補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ヘルメット」とは、自転車に乗用する際に着用するヘルメットであり、次のいずれかのマークが付されたものをいう。

- (1) SGマーク 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを証するもの
- (2) JCFマーク 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを証するもの
- (3) CEマーク 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを証するもの(EN1078の記載があるものに限る。)
- (4) GSマーク ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを証するもの
- (5) CPSCマーク 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを証するもの(CPSC1203の記載があるものに

限る。)

- (6) その他前各号に類するマークであつて、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 補助を受けようとするヘルメットについて、国又は地方公共団体が支出する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれにも該当するヘルメット本体の購入費とし、附属品の購入費、送料、ヘルメット購入のための交通費等を含まないものとする。

- (1) 市内に所在する販売店で購入したものであること。
- (2) 新品のものであること。
- 2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、5,000円を限度とする。
- 3 補助金の交付は、補助対象者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、亀岡市自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、補助を受けようとするヘルメットを購入した日の属する年度の

末日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 3 補助対象者が未成年者の場合は、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。以下同じ。）が第1項の規定による申請を行うものとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、亀岡市自転車用ヘルメット購入補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から実施し、令和5年12月19日以後に購入したヘルメットに係る補助金から適用する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第188号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名又は名称
1	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
2	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
3	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
4	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
5	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
6	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
7	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
8	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
9	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
10	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
11	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
12	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
13	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
14	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
15	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
16	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
17	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略

18	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
19	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
20	令和5年度 督促状 固定資産税 第3期	省略	省略
21	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第189号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01341	クニッテル15号線	亀岡市三宅町2丁目19番2先	
		亀岡市三宅町2丁目19番5先	

「揭示済」

亀岡市告示第190号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和5年12月21日から令和6年1月4日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01341	クニッテル15号線	亀岡市三宅町2丁目19番2先	32.03m	6.00m
		亀岡市三宅町2丁目19番5先		12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第191号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和5年12月21日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和5年12月21日から令和6年1月4日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01341	クニッテル15号線	亀岡市三宅町2丁目19番2先	32.03m	6.00m
		亀岡市三宅町2丁目19番5先		12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第192号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年12月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和5年度介護保険料納入決定通知書
- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和5年亀岡市告示第37号で指定した指定納付受託者について、事務所の所在地の変更があったので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第3項の規定により告示する。

令和5年12月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者の所在地
【変更前】
東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
【変更後】
東京都品川区上大崎3丁目1番1号
- 3 変更日
令和6年1月16日

「揭示済」

亀岡市告示第194号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 令和5年度第6期分介護保険料
- 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第9号

庁中一般

亀岡市公用車使用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市公用車使用規程の一部を改正する訓令

亀岡市公用車使用規程（平成8年亀岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第9条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

運転者は、酒気帯びの有無について、運転の直前及び直後に安全運転管理者の目視等による確認のほか、アルコール検知器（道路交通法施行規則第9条の10に規定するものをいう。）を用いた確認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により安全運転管理者による確認を受けることが困難である場合は、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者の確認をもってこれに代えることができるものとする。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、運行日誌の保存期間は1年とする。

第19条中「使用の前日までに」を削り、「記入の上、」の次に「使用当日に」を加え、同条ただし書中「緊急」を「使用しようとする日が亀岡市の休日を定める条例（平成3年亀岡

市条例第17号）第1条第1項に規定する休日に当たる等」に、「使用当日」を「使用の前日までに」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年12月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第108号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年12月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|--|
| (1) 工事番号 | 水配替第7号 |
| (2) 工事名 | 水管橋空気弁等更新工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市曾我部町地内外 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 水管橋空気弁更新工事
空気弁取替工 N=4箇所
塗替工 A=146㎡
仮設工 一式 |
| (6) 予定価格（税込） | 4,378,000円
【入札書比較価格（税抜） 3,980,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和6年3月11日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 無 |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 免除 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- 特記仕様書（特記仕様書 3.配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可

能であること。

- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。）

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年12月4日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年12月4日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年12月8日（金） 午前9時から午後5時まで 令和5年12月11日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年12月12日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年12月7日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年12月13日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年12月15日（金）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年12月19日（火） 午前9時から午後5時まで 令和5年12月20日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年12月21日（木） 午前9時30分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第109号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を指定するため、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、次のとおり指定案を縦

覧に供する。

なお、指定案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和5年12月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定する区域の名称及び土地の区域
千代川地区（亀岡市千代川町 地内）
- 2 予定建築物等の用途
[開発行為]
 - (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
 - (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
 - ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあって

は敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

- (4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- (6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (7) 診療所
- (8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (9) 第一種低層住居専用地域内に建築するこ

とができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

令和5年12月5日から令和5年12月18日まで

「揭示済」

亀岡市公告第110号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年12月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第4号
- (2) 工事名 水道老朽管耐震化工事（篠工区その1）
- (3) 工事場所 亀岡市篠町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要
 - 配水管
 - ・ HPPE φ100 L=232.0m
 - ・ HPPE φ75 L=399.8m
 - ・ HPPE φ50 L=266.8m
 - ・ HIVP φ25 L=36.0m
 - 給水管 167戸
 - 仮設管 1式

- (6) 工期 契約日の翌日から210日間
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,500万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年12月11日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年12月11日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年12月22日（金） 午前9時から午後5時まで 令和5年12月25日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年12月26日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年12月21日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年12月27日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年1月9日（火） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和6年1月11日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年1月12日（金） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和6年1月12日（金）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年1月16日（火）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和6年1月17日（水）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年1月17日（水） 午前10時	令和6年1月18日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年1月18日（木） 午前9時から午後3時まで	令和6年1月19日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年1月18日（木） 午後3時以降	令和6年1月19日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第111号

亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年12月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務

(2) 業務内容

亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務仕様書のとおりとする。

(3) 業務期間

ア 導入・構築業務

契約締結の日から令和6年3月31日まで

イ サービス利用・運用保守業務（予定）

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 導入・構築業務

3,533,200円

イ サービス利用・運用保守業務

月額202,400円

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものである。

なお、提案額が見積限度額を超過して

いる場合は失格とする。

2 その他

詳細は、亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第112号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和5年12月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和5年12月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第113号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和5年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和5年12月15日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第114号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年12月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工事番号 | 水配替第8号 |
| (2) 工事名 | 篠地区配水区域切替に伴う整備工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町地内 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 消火栓移設工 N=2箇所
舗装本復旧工 A=120㎡
インターロッキングブロック工 A=13㎡ |
| (6) 予定価格（税込） | 3,817,000円
【入札書比較価格（税抜） 3,470,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和6年3月15日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 無 |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 免除 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3.配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるもの

をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものと契約変更の増減額は対象外とする。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書の配布期間	令和5年12月18日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和5年12月18日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年12月25日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年12月26日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年12月27日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年12月22日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年12月28日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年1月9日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年1月11日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年1月12日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年1月15日（月） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第115号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年12月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水施工第4号
- (2) 工事名 犬甘野配水池区域拡張に伴う送水管整備工事
- (3) 工事場所 亀岡市西別院町犬甘野地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要

自動水位調整弁設置工	2式
送水管布設工（1-A：バイパス管 HPPE φ50）	L=30.7m
送水管布設工（1-B：バイパス管 HPPE φ50）	L=13.4m
舗装本復旧工	A=80.0㎡
- (6) 予定価格（税込） 7,425,000円
 【入札書比較価格（税抜） 6,750,000円】

- (7) 工 期 契約日の翌日から80日間
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3.配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年12月27日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年12月27日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年1月11日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年1月12日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年1月15日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年1月10日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年1月16日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年1月18日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年1月22日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年1月23日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年1月24日（水） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

早川 将

亀岡市公益通報外部相談員に委嘱します
任期は令和7年11月30日までとします
令和5年12月1日

(各 通)

内藤 一徳
丸 直裕

地域経済牽引事業審査会委員に委嘱します
令和5年12月22日

議会事務局欄

規程

亀岡市議会モニター設置規程を次のように定める。

令和5年12月18日

亀岡市議会議長 菱田光紀

亀岡市議会規程第2号

亀岡市議会モニター設置規程

(設置)

第1条 亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）第7条第5項の規定に基づき、亀岡市議会（以下「議会」という。）の活動に市民の意見を反映させ、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、亀岡市議会モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等（非公開のものを除く。）を積極的に傍聴し、又は視聴し、議会運営の見聞を広めるとともに、議会運営に関する意見を文書（電子メールを含む。次号において同じ。）により議長に提出すること。
- (2) 議会が行う広報広聴活動に関する意見を文書により議長に提出すること。
- (3) モニター会議に出席すること。
- (4) 議会が行うアンケート調査に回答すること。

(5) その他議長が必要と認めること。

(定数及び任期)

第3条 モニターの定数は7人以内とする。ただし、議長が認めた場合は、この限りでない。

2 モニターの任期は、1年以内において議長が定める期間とする。

3 モニターが欠けた場合における補欠のモニターの任期は、前任者の残任期間とする。

(モニターの要件)

第4条 モニターの委嘱を受けることができる者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 議会運営に関心がある18歳以上の者であること。

(2) 市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者若しくは市内の学校に在学する者であること。

(3) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員(過去に当該議員であった者を含む。)でないこと。

(4) 国又は地方公共団体の常勤の職員でないこと。

(5) 前条第3項の規定により補欠のモニターとなった者を除き、過去にこの規程によるモニターに委嘱された者でないこと。ただし、モニターが定数に満たない場合は、この限りでない。

(募集方法)

第5条 モニターの募集は、公募及び推薦依頼により行う。

2 公募による定員は4人程度とし、推薦依頼による定員は3人程度とする。

3 推薦依頼は、議長が適当と認めた団体等に対し、前条に定める要件を満たす者の推薦を依頼するものとする。

(委嘱)

第6条 モニターは、第4条に定める要件を満たす者のうちから議長が委嘱するものとする。

2 議長は、前項の規定によるモニターの委嘱に当たっては、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

(解嘱)

第7条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、任期中でも委嘱を解くことができる。

(1) 第4条に定める要件を満たさなくなったとき。

(2) モニターから辞任の申出があったとき。

(3) その他議長がモニターとして適当でないと認めたとき。

(意見等の処理)

第8条 議長は、モニターから意見等が提出されたときは、議会運営委員会委員長に対し、当該意見等について検討させるものとし、検討を命じられた議会運営委員会委員長は、当該検討結果を取りまとめ、議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の規定により議会運営委員会委員長から検討結果の報告を受けたときは、意見等を提出したモニターに当該検討結果を通知するとともに、必要に応じて議会が運営するホームページに掲載し、かめおか市議会だよりにその概要を掲載するものとする。

3 モニターから提出された意見等が第2条に定めるモニターの職務に適さないものと議長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、議会が運営するホームページ等への掲載はしないものとする。

(報酬)

第9条 モニターの報酬は、支給しない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小川克己

令和3年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>市民生活部 火葬場整備推進課</p> <p>改葬許可証明書について、手数料が納付される前に証明書を交付しているものがあった。</p> <p>亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収すると定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>亀岡市手数料徴収条例に基づき、手数料が納付されてから証明書を交付するよう事務処理を徹底した。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 小川克己

令和4年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>産業観光部</p> <p>○商工観光課</p> <p>(ア) 市有地占用料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。</p> <p> 亀岡市財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、末日が休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。</p> <p> 規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 川の駅・亀岡水辺公園の管理運営に関する業務について、指定管理者から仕様書に定める緊急時の連絡先が書面で提出されていなかった。</p> <p> 緊急時の迅速な対応につなげるため、連絡先を書面で提出させ、管理体制を明確にされたい。</p> <p>こども未来部</p> <p>○子育て支援課</p> <p> 児童扶養手当返還金及び児童手当返還金について、調定が行われていなかった。</p> <p> 地方自治法には、歳入を収入するとき、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p> 規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>○保育課</p> <p> 市有地占用料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。</p> <p> 亀岡市財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、末日が休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。</p>	<p> 会計年度単位で定めた収入金の納期限については、チェックリストを作成し、原則4月末日を納期限として設定するよう適正な事務処理を徹底します。</p> <p> 川の駅・亀岡水辺公園の運営管理の緊急時の連絡先については、迅速な対応につなげることができるよう緊急時連絡先を提出させました。また、あわせて連絡様式を毎年度、その提出を求め、管理体制を明確にすることとします。</p> <p> 調定処理を行うとともに、今後は、同様の事例が発生しないよう、規定に基づき、適正な調定処理を行うよう徹底することとしました。</p> <p> 規定に基づき、適正な納期限を設定し、納入者に通知するよう徹底することとしました。</p>

<p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>健康福祉部</p> <p>○地域福祉課</p> <p>(ア) ふれあいプラザ使用料及び市有地占用料について、調定が行われていなかった。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 社会福祉法人社会福祉協議会活動補助金（人件費補助）について、交付根拠としている規定では補助対象外となる職員の人件費を含めて交付決定していた。</p> <p>速やかに規定を改正されたい。</p> <p>(ウ) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金交付事業に係る事務補助業務について、委託先から仕様書に定める書類が一部提出されていなかった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>歳入の収入については、規定に基づき必ずこれを調定し、納入義務者に対して通知をするよう改善した。なお、当該使用料及び占有料については調定処理を行った。</p> <p>交付根拠となる規定を、交付要綱の趣旨に則した内容に改正した。</p> <p>仕様書に定める書類の提出を求め、委託先から提出させた。</p>
--	--

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第95号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年10月22日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,005,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	井上 耕作	所属党派	無 所 属	期 間	令和5年9月28日から 令和5年10月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	今 田 浩					

収 入			支 出		
主たる寄附					円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		40,000
		円	家屋費		0
木曾 弘和	自営業	20,000	選挙事務所費		0
			集合会場費		0
			通信費		0
			交通費		0
			印刷費		79,740
			広告費		70,410
			文具費		0
			食糧費		1,970
			休泊費		0
			雑費		400
その他の寄附	2件	20,000			
その他の収入		201,000			
今 回 計		241,000	今 回 計		192,520
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		241,000	総 計		192,520

報告書受理年月日	令和5年11月6日	第1回分
----------	-----------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年10月22日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,005,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桂川 孝裕	所属党派	無所属	期 間	令和5年9月1日から	第1回分
出納責任者氏名	岸 親 夫		令和5年11月6日まで			

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	616,375
			家屋費	818,488
地域創生研究会	政治団体	1,200,000	選挙事務所費	777,288
自由民主党京都府支部連合会			集会会場費	41,200
	政治団体	100,000	通信費	19,343
自由民主党京都府参議院選挙区第1支部			交通費	39,980
	政治団体	50,000	印刷費	744,040
自由民主党京都府参議院選挙区第4支部			広告費	775,500
	政治団体	50,000	文具費	27,343
山城 永治	会社相談役	50,000	食糧費	296,263
小巻 寛治	元京都府議会議員		休泊費	0
		30,000	雑費	42,999
山口 昌保	こども保育政治連盟京都府支部支部長	50,000		
松本 豊	会社会長	30,000		
松本 郁夫	無職	30,000		
その他の寄附	4件	40,000		
その他の収入		1,500,000		
今 回 計		3,130,000	今 回 計	3,380,331
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		3,130,000	総 計	3,380,331

報告書受理年月日	令和5年11月6日	第1回分
----------	-----------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年10月22日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,005,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	苗村 活代	所属党派	無所属	期 間	令和5年9月25日から	第1回分
出納責任者氏名		河合 良治			令和5年10月30日まで	

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	805,000
			家屋費	381,000
中井 和夫	無職	70,000	選挙事務所費	370,000
高向 吉朗	無職	70,000	集合会場費	11,000
中西 潔	無職	70,000	通信費	0
田中 豊	無職	70,000	交通費	0
福井 紀代子	無職	70,000	印刷費	655,820
成田 則男	大工	70,000	広告費	342,000
中西 まゆみ	無職	70,000	文具費	3,170
並河 愛子	無職	70,000	食糧費	31,320
阪本 智子	無職	35,000	休泊費	0
吉田 知加子	団体職員	35,000	雑費	0
佐々木 真理子	無職	35,000		
西垣 伸子	無職	35,000		
中井 佳代子	無職	35,000		
中西 和代	無職	35,000		
松野 絹子	無職	35,000		
日本共産党京都府委員会				
	政治団体	13,340		
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,250,000		
今 回 計		2,068,340	今 回 計	2,218,310
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,068,340	総 計	2,218,310

報告書受理年月日	令和5年11月2日	第1回分
----------	-----------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年10月22日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,005,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	苗村 活代	所属党派	無所属	期 間	令和5年10月31日から 令和5年11月15日まで	第2回分
出納責任者氏名	河合 良治					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	家屋費	円
		円	選挙事務所費		0
			集合会場費		0
			通信費		24,184
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑費		0
その他の寄附	0件	0			
その他の収入		0			
今 回 計		0	今 回 計		24,184
前 回 計		2,068,340	前 回 計		2,218,310
総 計		2,068,340	総 計		2,242,494

報告書受理年月日	令和5年11月17日	第2回分
----------	------------	------

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第96号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1,458人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第97号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24,294人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第98号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12,147人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第99号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月15日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年10月22日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,005,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桂川 孝裕	所属党派	無所属	期 間	令和5年11月7日から 令和5年11月13日まで	第2回分
出納責任者氏名		岸 親夫				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		円
			家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集合会場費		0
			通信費		25,832
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑費		0

その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	25,832
前 回 計		3,130,000	前 回 計	3,380,331
総 計		3,130,000	総 計	3,406,163

報告書受理年月日	令和5年11月13日	第2回分
----------	------------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年10月22日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,005,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桂川 孝裕	所属党派	無所属	期 間	令和5年11月14日から 令和5年11月27日まで	第3回分
出納責任者氏名		岸 親夫				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円		円
				人件費	0
				家屋費	0
				選挙事務所費	0
				集会会場費	0
				通信費	0
				交通費	0
				印刷費	0
				広告費	0
				文具費	0
				食糧費	0
				宿泊費	0
				雑費	2,865

その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	2,865
前回計		3,130,000	前回計	3,406,163
総計		3,130,000	総計	3,409,028

報告書受理年月日	令和5年11月27日	第3回分
----------	------------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年10月22日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,005,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桂川 孝裕	所属党派	無所属	期 間	令和5年11月28日から 令和5年12月8日まで	第4回分
出納責任者氏名		岸 親夫				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円		円
				人件費	0
				家屋費	0
				選挙事務所費	0
				集合会場費	0
				通信費	41,028
				交通費	0
				印刷費	0
				広告費	0
				文具費	0
				食糧費	0
				休泊費	0
				雑費	0

その他の寄附	0件	0			
その他の収入		0			
今 回 計		0		今 回 計	41,028
前 回 計		3,130,000		前 回 計	3,409,028
総 計		3,130,000		総 計	3,450,056

報告書受理年月日	令和5年12月8日	第4回分
----------	-----------	------

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月19日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第8号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「308,600円」を「309,200円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600

30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	

別表第2 (第2条関係)

医療職給料表 (1)

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	605,000
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	606,000
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	607,000
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	608,000
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	609,000
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	610,000
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	611,000
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	612,000
30	356,100	419,300	470,900	531,700		

31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
定年前	1	167,200	円	202,800	円	236,100	円	258,800	円	287,400	円	330,400	円	373,400	円
再任用	2	168,600	円	204,400	円	237,400	円	259,900	円	289,200	円	332,400	円	376,000	円
短時間勤務職	3	170,000	円	205,900	円	238,700	円	261,100	円	291,200	円	334,300	円	378,600	円
員以外の職員	4	171,400	円	207,300	円	239,900	円	262,200	円	293,100	円	336,200	円	381,200	円
	5	172,700	円	208,800	円	241,100	円	263,400	円	294,900	円	338,000	円	383,500	円
	6	174,500	円	210,000	円	242,300	円	264,600	円	296,900	円	340,000	円	386,200	円
	7	176,200	円	211,200	円	243,400	円	265,700	円	298,700	円	342,000	円	388,800	円
	8	177,800	円	212,400	円	244,500	円	266,700	円	300,600	円	344,000	円	391,500	円
	9	179,400	円	213,800	円	245,400	円	267,800	円	302,400	円	345,800	円	393,600	円
	10	181,100	円	215,300	円	246,500	円	268,500	円	304,000	円	347,900	円	395,800	円
	11	182,700	円	216,800	円	247,800	円	269,200	円	305,500	円	349,900	円	398,000	円
	12	184,600	円	218,300	円	248,900	円	270,000	円	307,100	円	351,900	円	400,200	円
	13	186,000	円	219,700	円	250,200	円	271,000	円	308,800	円	353,400	円	402,200	円
	14	187,800	円	221,200	円	251,400	円	272,000	円	310,700	円	355,400	円	404,200	円
	15	189,800	円	222,700	円	252,600	円	273,000	円	312,700	円	357,300	円	406,200	円
	16	191,600	円	224,200	円	253,800	円	274,100	円	314,500	円	359,300	円	408,200	円
	17	193,500	円	225,500	円	254,600	円	275,300	円	316,300	円	361,100	円	410,000	円
	18	194,700	円	226,800	円	255,800	円	276,800	円	318,200	円	363,100	円	411,900	円
	19	196,200	円	228,200	円	256,900	円	278,400	円	320,100	円	365,100	円	413,800	円
	20	197,600	円	229,500	円	258,000	円	280,000	円	321,900	円	367,000	円	415,600	円
	21	198,800	円	230,600	円	259,200	円	281,500	円	323,700	円	368,700	円	417,400	円
	22	200,300	円	231,700	円	260,000	円	283,100	円	325,600	円	370,700	円	419,000	円
	23	201,700	円	232,800	円	260,800	円	284,700	円	327,400	円	372,700	円	420,600	円
	24	203,000	円	233,900	円	261,600	円	286,300	円	329,300	円	374,700	円	422,100	円
	25	204,600	円	235,000	円	262,500	円	287,900	円	331,000	円	376,100	円	423,600	円
	26	205,600	円	236,200	円	263,500	円	289,400	円	332,900	円	377,900	円	424,900	円
	27	206,700	円	237,400	円	264,500	円	290,900	円	334,800	円	379,700	円	426,200	円
	28	207,800	円	238,500	円	265,500	円	292,500	円	336,600	円	381,400	円	427,500	円
	29	209,000	円	239,500	円	266,700	円	293,800	円	337,900	円	383,100	円	428,800	円
	30	210,100	円	240,800	円	268,200	円	295,300	円	339,700	円	384,600	円	430,000	円
	31	211,200	円	242,200	円	269,700	円	296,800	円	341,400	円	386,100	円	431,200	円

67	471,900	523,700			
68	472,500	524,600			
69	472,800	525,500			
70	473,400	526,300			
71	474,100	527,200			
72	474,800	528,100			
73	475,200	528,900			
74	475,800	529,800			
75	476,500	530,700			
76	477,200	531,400			
77	477,600	532,200			
78	478,200	533,100			
79	478,800	534,000			
80	479,300	534,900			
81	479,900	535,700			
82	480,400	536,600			
83	480,900	537,500			
84	481,400	538,400			
85	481,800	539,200			
86	482,400	540,100			
87	482,800	541,000			
88	483,300	541,900			
89	483,800	542,700			
90	484,400				
91	485,000				
92	485,400				
93	485,900				
94	486,500				
95	487,100				
96	487,600				
97	488,100				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400	円 567,400

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300	388,900	
87		290,900	326,700	347,600	389,300	
88		291,100	327,000	347,900	389,700	
89		291,500	327,400	348,300	390,100	
90		291,700	327,800	348,600	390,600	
91		291,900	328,200	349,000	391,000	
92		292,100	328,600	349,300	391,400	
93		292,500	328,900	349,700	391,800	
94		292,700	329,100	350,000	392,300	
95		292,900	329,500	350,300	392,700	
96		293,200	329,800	350,600	393,100	
97		293,500	330,000	350,900	393,500	
98		293,700	330,300	351,300		
99		293,900	330,600	351,700		
100		294,200	330,900	352,100		
101		294,500	331,100	352,600		

32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500	

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
定年前	1	183,500	円	211,000	円	253,600	円	272,400	円	293,800	円	332,800	円
再任用	2	184,900	円	212,900	円	255,000	円	273,300	円	295,300	円	334,800	円
短時間勤務職	3	186,400	円	214,900	円	256,500	円	274,100	円	296,900	円	336,800	円
員以外の職員	4	187,800	円	216,800	円	257,900	円	274,900	円	298,500	円	338,800	円
	5	189,300	円	218,800	円	259,100	円	275,400	円	299,800	円	340,800	円
	6	190,800	円	220,600	円	259,900	円	276,300	円	301,500	円	342,900	円
	7	192,300	円	222,400	円	260,700	円	277,000	円	303,100	円	344,900	円
	8	193,800	円	224,100	円	261,400	円	277,900	円	304,700	円	346,900	円
	9	195,000	円	225,800	円	262,100	円	278,800	円	306,300	円	348,400	円
	10	196,700	円	227,200	円	262,800	円	279,400	円	307,700	円	350,400	円
	11	198,300	円	228,500	円	263,600	円	280,300	円	308,900	円	352,300	円
	12	199,800	円	229,400	円	264,300	円	281,200	円	310,200	円	354,300	円
	13	201,200	円	230,800	円	265,100	円	282,100	円	311,400	円	356,200	円
	14	203,200	円	231,800	円	266,000	円	283,000	円	313,000	円	358,200	円
	15	205,300	円	232,800	円	266,800	円	283,900	円	314,600	円	360,200	円
	16	207,300	円	233,700	円	267,700	円	284,800	円	316,200	円	362,200	円
	17	209,300	円	234,800	円	268,200	円	285,800	円	317,700	円	364,100	円
	18	211,300	円	236,200	円	269,000	円	286,800	円	319,200	円	366,100	円
	19	213,400	円	237,600	円	269,800	円	287,800	円	320,700	円	368,200	円
	20	215,400	円	238,700	円	270,600	円	288,900	円	322,100	円	370,200	円
	21	217,300	円	239,800	円	271,300	円	290,200	円	323,500	円	371,900	円
	22	219,000	円	241,400	円	272,000	円	291,600	円	324,900	円	374,000	円
	23	220,700	円	243,100	円	272,700	円	292,800	円	326,400	円	376,100	円
	24	222,400	円	244,500	円	273,500	円	294,000	円	327,800	円	378,100	円
	25	223,700	円	245,700	円	274,300	円	295,100	円	329,200	円	380,000	円
	26	225,000	円	247,000	円	275,000	円	296,500	円	330,600	円	381,600	円
	27	226,100	円	248,400	円	275,800	円	297,900	円	332,000	円	383,400	円
	28	227,100	円	249,700	円	276,600	円	299,300	円	333,400	円	385,200	円
	29	228,200	円	251,100	円	277,600	円	300,300	円	334,500	円	386,900	円
	30	229,000	円	252,100	円	278,700	円	301,600	円	336,000	円	388,600	円
	31	229,800	円	252,900	円	280,100	円	302,900	円	337,400	円	390,500	円

102	294,700	331,400	353,000										
103	294,900	331,800	353,400										
104	295,200	332,000	353,800										
105	295,500	332,200	354,300										
106		332,400											
107		332,800											
108		333,000											
109		333,200											
110		333,600											
111		334,000											
112		334,400											
113		334,600											
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200						

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、管理栄養士、栄養士、医療ソーシャルワーカー、臨床工学技士及びその他の職員で管理者が定めるものに適用する。

68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100	
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		

32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200

140	302,900	333,900								
141	303,100	334,200								
142	303,500	334,600								
143	303,900	334,900								
144	304,200	335,300								
145	304,400	335,600								
146	304,600	336,000								
147	304,900	336,400								
148	305,300	336,800								
149	305,500	337,100								
150	305,700	337,500								
151	306,000	337,900								
152	306,300	338,300								
153	306,700	338,600								
154	306,900									
155	307,100									
156	307,400									
157	307,700									
158	308,000									
159	308,300									
160	308,600									
161	309,000									
162	309,300									
163	309,600									
164	309,900									
165	310,300									
166	310,600									
167	310,900									
168	311,200									
169	311,600									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	290,100	290,100	290,100	290,100	290,100
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

104	291,500	321,900	354,200	372,300						
105	292,100	322,300	354,500	372,900						
106	292,600	322,800	355,000	373,400						
107	293,100	323,300	355,400	373,900						
108	293,500	323,800	355,700	374,400						
109	293,700	324,200	356,200	375,000						
110	294,000	324,600	356,700	375,400						
111	294,200	324,900	357,200	375,900						
112	294,500	325,200	357,700	376,400						
113	294,800	325,500	358,200	377,000						
114	295,000	325,900	358,700							
115	295,300	326,300	359,200							
116	295,500	326,600	359,600							
117	295,800	326,800	360,000							
118	296,100	327,100	360,400							
119	296,400	327,500	360,900							
120	296,700	327,700	361,400							
121	297,000	327,900	361,800							
122	297,400	328,200	362,300							
123	297,700	328,500	362,800							
124	298,100	328,800	363,300							
125	298,300	329,000	363,600							
126	298,500	329,300								
127	298,800	329,700								
128	299,200	329,900								
129	299,400	330,100								
130	299,700	330,300								
131	300,100	330,700								
132	300,500	330,900								
133	300,700	331,200								
134	301,000	331,600								
135	301,400	332,000								
136	301,700	332,400								
137	301,900	332,700								
138	302,200	333,100								
139	302,600	333,500								

別表第7を次のように改める。

別表第7（第5条関係）

初任給調整手当

期間の区分	支給額
1年未満	309,200
1年以上2年未満	309,200
2年以上3年未満	309,200
3年以上4年未満	309,200
4年以上5年未満	309,200
5年以上6年未満	309,200
6年以上7年未満	309,200
7年以上8年未満	309,200
8年以上9年未満	309,200
9年以上10年未満	309,200
10年以上11年未満	309,200
11年以上12年未満	309,200
12年以上13年未満	309,200
13年以上14年未満	309,200
14年以上15年未満	309,200
15年以上16年未満	309,200
16年以上17年未満	305,900
17年以上18年未満	302,600
18年以上19年未満	299,300
19年以上20年未満	296,000
20年以上21年未満	292,700
21年以上22年未満	279,700
22年以上23年未満	265,700
23年以上24年未満	252,200
24年以上25年未満	238,300
25年以上26年未満	224,600
26年以上27年未満	207,000
27年以上28年未満	189,900
28年以上29年未満	172,600
29年以上30年未満	155,000
30年以上31年未満	137,000
31年以上32年未満	118,700
32年以上33年未満	100,800
33年以上34年未満	76,200
34年以上35年未満	51,900

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規程による改正後の亀岡市立病院職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（国の例引用）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月19日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第9号

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年亀岡市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

医療職給料表 (1)

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
1	264,700	円	346,600	円	406,900	円	474,700	円	568,100	円
2	267,200		349,600		409,600		477,000		571,200	
3	269,600		352,400		412,100		479,200		574,300	
4	272,000		355,300		414,700		481,500		577,400	
5	274,100		357,800		417,100		483,700		580,300	
6	277,600		360,800		419,100		485,800		582,700	
7	281,100		363,800		420,900		488,000		585,100	
8	284,500		366,600		422,800		490,000		587,500	
9	288,100		368,700		424,600		491,900		589,700	
10	291,600		371,200		427,300		494,000		591,200	
11	295,200		373,900		429,800		496,100		592,700	
12	298,700		376,400		432,200		498,200		594,200	
13	302,200		379,100		434,400		500,300		595,700	
14	306,100		382,500		436,900		502,200		596,800	
15	310,000		385,500		438,900		504,300		597,900	
16	313,600		388,800		441,000		506,400		598,800	
17	317,200		391,800		443,000		508,300		600,000	
18	320,700		394,400		445,200		510,300		601,000	
19	324,200		396,800		447,400		512,300		602,000	
20	327,700		399,300		449,500		514,100		603,000	
21	331,300		401,900		450,900		515,900		604,000	
22	335,000		403,900		453,300		517,700		605,000	
23	338,400		405,500		455,600		519,500		606,000	
24	341,700		407,100		457,800		521,300		607,000	
25	345,000		408,800		459,800		522,900		608,000	
26	347,500		411,000		462,100		524,700		609,000	
27	350,000		413,100		464,300		526,500		610,000	
28	352,300		415,100		466,600		528,300		611,000	
29	354,400		417,200		468,700		529,900		612,000	

30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400

別表第2 (第3条関係)
医療職給料表 (2)

64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		

職務 の級 号給	1級		2級	
	給料月額		給料月額	
1	167,200	202,800	167,200	202,800
2	168,600	204,400	168,600	204,400
3	170,000	205,900	170,000	205,900
4	171,400	207,300	171,400	207,300
5	172,700	208,800	172,700	208,800
6	174,500	210,000	174,500	210,000
7	176,200	211,200	176,200	211,200
8	177,800	212,400	177,800	212,400
9	179,400	213,800	179,400	213,800
10	181,100	215,300	181,100	215,300
11	182,700	216,800	182,700	216,800
12	184,600	218,300	184,600	218,300
13	186,000	219,700	186,000	219,700
14	187,800	221,200	187,800	221,200
15	189,800	222,700	189,800	222,700
16	191,600	224,200	191,600	224,200
17	193,500	225,500	193,500	225,500
18	194,700	226,800	194,700	226,800
19	196,200	228,200	196,200	228,200
20	197,600	229,500	197,600	229,500
21	198,800	230,600	198,800	230,600
22	200,300	231,700	200,300	231,700
23	201,700	232,800	201,700	232,800
24	203,000	233,900	203,000	233,900
25	204,600	235,000	204,600	235,000
26	205,600	236,200	205,600	236,200
27	206,700	237,400	206,700	237,400
28	207,800	238,500	207,800	238,500
29	209,000	239,500	209,000	239,500
30	210,100	240,800	210,100	240,800
31	211,200	242,200	211,200	242,200

別表第3（第3条関係）
医療職給料表（3）

職務 の級 号給	1級		2級	
	給料月額		給料月額	
	円	円	円	円
32	212,300	243,400	241,200	280,600
33	213,700	244,400	241,700	281,600
34	215,000	245,700	242,100	282,700
35	216,300	246,600	242,600	283,700
36	217,500	247,800	243,100	284,300
37	218,500	249,000	243,600	284,800
38	219,500	250,100	244,100	285,300
39	220,500	251,100	244,600	286,100
40	221,500	252,100	244,900	286,900
41	222,400	253,000	245,200	287,500
42	223,200	253,800	245,500	288,100
43	224,000	254,600	245,700	288,600
44	224,900	255,400	245,900	289,100
45	225,800	256,200	246,200	289,600
46	226,700	257,400	246,500	290,000
47	227,600	258,600	246,700	290,300
48	228,500	259,700	246,900	290,500
49	229,200	261,000		290,700
50	230,100	262,300		290,900
51	231,000	263,400		291,100
52	231,800	264,400		291,500
53	232,100	265,400		291,700
54	232,900	266,500		291,900
55	233,500	267,600		292,100
56	234,200	268,700		292,500
57	234,800	269,400		292,700
58	235,400	270,500		292,900
59	235,900	271,600		293,200
60	236,400	272,500		293,500
61	237,000	273,300		293,700
62	237,500	274,300		293,900
63	238,000	275,200		294,200
64	238,600	276,100		294,500
65	239,100	276,900		294,700
66	239,600	277,900		294,900
67	240,200	278,800		295,200
68	240,700	279,700		295,500
69			241,200	280,600
70			241,700	281,600
71			242,100	282,700
72			242,600	283,700
73			243,100	284,300
74			243,600	284,800
75			244,100	285,300
76			244,600	286,100
77			244,900	286,900
78			245,200	287,500
79			245,500	288,100
80			245,700	288,600
81			245,900	289,100
82			246,200	289,600
83			246,500	290,000
84			246,700	290,300
85			246,900	290,500
86				290,700
87				290,900
88				291,100
89				291,500
90				291,700
91				291,900
92				292,100
93				292,500
94				292,700
95				292,900
96				293,200
97				293,500
98				293,700
99				293,900
100				294,200
101				294,500
102				294,700
103				294,900
104				295,200
105				295,500
1	183,500	211,000	183,500	211,000
2	184,900	212,900	184,900	212,900
3	186,400	214,900	186,400	214,900
4	187,800	216,800	187,800	216,800
5	189,300	218,800	189,300	218,800
6	190,800	220,600	190,800	220,600
7	192,300	222,400	192,300	222,400
8	193,800	224,100	193,800	224,100
9	195,000	225,800	195,000	225,800
10	196,700	227,200	196,700	227,200
11	198,300	228,500	198,300	228,500
12	199,800	229,400	199,800	229,400
13	201,200	230,800	201,200	230,800
14	203,200	231,800	203,200	231,800
15	205,300	232,800	205,300	232,800
16	207,300	233,700	207,300	233,700
17	209,300	234,800	209,300	234,800
18	211,300	236,200	211,300	236,200
19	213,400	237,600	213,400	237,600
20	215,400	238,700	215,400	238,700
21	217,300	239,800	217,300	239,800
22	219,000	241,400	219,000	241,400
23	220,700	243,100	220,700	243,100
24	222,400	244,500	222,400	244,500
25	223,700	245,700	223,700	245,700
26	225,000	247,000	225,000	247,000
27	226,100	248,400	226,100	248,400
28	227,100	249,700	227,100	249,700
29	228,200	251,100	228,200	251,100
30	229,000	252,100	229,000	252,100

101	289,100	320,200
102	289,900	320,800
103	290,700	321,400
104	291,500	321,900
105	292,100	322,300
106	292,600	322,800
107	293,100	323,300
108	293,500	323,800
109	293,700	324,200
110	294,000	324,600
111	294,200	324,900
112	294,500	325,200
113	294,800	325,500
114	295,000	325,900
115	295,300	326,300
116	295,500	326,600
117	295,800	326,800
118	296,100	327,100
119	296,400	327,500
120	296,700	327,700
121	297,000	327,900
122	297,400	328,200
123	297,700	328,500
124	298,100	328,800
125	298,300	329,000
126	298,500	329,300
127	298,800	329,700
128	299,200	329,900
129	299,400	330,100
130	299,700	330,300
131	300,100	330,700
132	300,500	330,900
133	300,700	331,200
134	301,000	331,600
135	301,400	332,000

66	260,900	285,200
67	261,500	286,400
68	262,100	287,400
69	262,700	288,400
70	263,300	289,800
71	264,100	291,100
72	264,900	292,300
73	266,100	293,300
74	267,200	294,600
75	268,200	295,800
76	269,200	297,000
77	270,100	298,300
78	271,000	299,500
79	271,900	300,700
80	272,800	301,900
81	273,600	302,400
82	274,500	303,600
83	275,400	304,700
84	276,000	305,800
85	276,700	306,900
86	277,400	308,100
87	278,100	309,300
88	278,800	310,400
89	279,600	311,500
90	280,400	312,700
91	281,200	313,900
92	282,000	315,000
93	282,800	315,800
94	283,800	316,500
95	284,700	317,200
96	285,600	317,800
97	286,200	318,300
98	286,800	318,600
99	287,400	319,200
100	288,300	319,800

31	229,800	252,900
32	230,500	253,600
33	231,600	254,400
34	232,800	255,300
35	233,900	256,200
36	234,900	256,900
37	235,900	257,600
38	237,200	258,500
39	238,500	259,400
40	239,700	260,300
41	240,500	260,700
42	241,500	261,500
43	242,500	262,300
44	243,500	263,000
45	244,500	263,700
46	245,500	264,400
47	246,400	265,100
48	247,200	265,800
49	248,000	266,500
50	248,900	267,300
51	249,800	268,000
52	250,600	268,900
53	251,200	269,800
54	252,100	270,900
55	253,000	272,000
56	253,800	273,200
57	254,500	274,400
58	255,400	275,800
59	256,000	277,100
60	256,800	278,400
61	257,500	279,600
62	258,200	280,800
63	258,900	281,900
64	259,600	283,000
65	260,200	284,000

136	301,700	332,400
137	301,900	332,700
138	302,200	333,100
139	302,600	333,500
140	302,900	333,900
141	303,100	334,200
142	303,500	334,600
143	303,900	334,900
144	304,200	335,300
145	304,400	335,600
146	304,600	336,000
147	304,900	336,400
148	305,300	336,800
149	305,500	337,100
150	305,700	337,500
151	306,000	337,900
152	306,300	338,300
153	306,700	338,600
154	306,900	
155	307,100	
156	307,400	
157	307,700	
158	308,000	
159	308,300	
160	308,600	
161	309,000	
162	309,300	
163	309,600	
164	309,900	
165	310,300	
166	310,600	
167	310,900	
168	311,200	
169	311,600	

て支給された給与は、この規程による改正後の会計年度任用職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この規程による改正後の亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程（以下「会計年度任用職員給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の会計年度任用職員給与規程の規定に基づい